# 金融庁における政策評価に関する基本計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成 13 年法律第 86 号、以下「法」という。) 第 6 条第 1 項に基づき、また、政策評価に関する基本方針(平成 13 年 12 月 28 日閣議決定) を踏まえ、金融庁における政策評価に関する基本計画を以下のように定める。

## 1 計画期間

本計画の計画期間は、平成15年7月1日から平成20年6月30日までとする。

# 2 政策評価の実施に関する方針

## 政策評価の目的

金融庁は、政策評価の実施により次の目的を達成することを目指す。

国民に対する金融行政の説明責任 (アカウンタビリティ)を徹底すること

政策評価の実施を通じて金融庁が行う政策の目的、効果等を国民に説明することにより、金融行政の透明性を確保するとともに、国民に対する行政の説明責任を徹底し、行政に対する国民の信頼性の向上を図る。

国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること

政策評価の実施を通じて、金融庁が行うべき行政活動の分野の重点化・適正化を 徹底することにより、国民が求める質の高い行政サービスを必要最小限の費用で提 供する。また、政策評価の結果を政策の企画立案及び実施に反映するとともに、そ の知見を学習・蓄積することにより、政策の質の向上と政策形成能力の向上を図る。

国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること

政策の実施を通じて国民に対して実際どのような成果がもたらされたか(アウトカム)ということを重視した行政運営を推進することにより、政策の有効性を高める。また、職員の意識改革を進め、手続面を過度に重視するのでなく、国民的な視点に立って成果を上げることを一層重視する行政運営に重点を置くことにより、国民にとって満足度の高い行政を実現する。

実施に当たっての基本的な考え方

政策評価の実施に当たっては、評価の実施体制、業務量、緊急性等を勘案しつつ、重 点的かつ計画的に実施するものとし、次の政策について優先的に実施することを検討す るものとする。

金融庁の任務を達成するために重要なもの

新規に開始しようとするもの

新規に開始した制度等で一定期間を経過したもの

社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされるもの

また、政策評価の実施に当たっては、2 に規定する政策評価の目的を達成するため、 その運用に当たっては政策評価の実施の過程を通じて不断の見直しや制度の改善を必 要に応じて行うこととし、それにより政策評価の質の向上を図るものとする。

### 政策評価の方式

金融庁において実施する政策評価の評価方式は、次の3方式を基本とする。

#### 事業評価

規制の新設など新たな政策を開始する際に、事前の段階で政策評価を行い、また必要に応じ途中や事後の段階で検証を行うことにより、行政活動の選択等を合理的に行うための情報の提供を目的とする評価。

#### 実績評価

金融庁の主要な政策について、各分野ごとにあらかじめ達成すべき目標を設定し、 それに対する実績を測定しその達成度を評価することにより、政策の達成度合いに ついての情報の提供を目的とする評価。

#### 総合評価

金融庁の特定のテーマについて、政策効果の発現状況を様々な角度から分析をして総合的な評価を行い、問題点の解決に資する多様な情報の提供を目的とする評価。

# 3 政策評価の観点に関する事項

政策評価の実施に当たっては、対象とする政策の特性や評価の目的に応じ、必要性、有効性、効率性、公平性及び優先性といった観点を適切に選択することにより、総合的に評価を行うものとする。各観点の一般的基準は次のとおりとする。

#### 必要性の観点

政策目的が社会的ニーズ等からみて妥当であるか。また、行政関与の在り方から見て金融庁が担う必要があるか。

# 有効性の観点

政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか。 効率性の観点

政策目的により必要とされる効果に関し、投入した資源量に見合った効果が得られるか、又は実際に得られているか。また、より少ない資源量で同じ効果が得られる手法は他に存在しないか。

# 公平性の観点

政策の目的に照らして、政策の実施に伴う受益と費用の負担が公平(妥当)なもの となるか、又は実際になっているか。

# 優先性の観点

上記の4つの観点も踏まえ、金融庁の他の政策よりも優先的に実施すべきであるか。

# 4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、評価に要するコスト等も勘案の上、評価の目的や評価対象となる政策の特性に応じて、実行可能で合理的な評価手法により実施するものとする。その際には、政策効果を定量的に把握する評価手法を用いるように努力する。ただし、そのような手法を用いることが困難な場合又はそれが政策評価の客観的かつ厳正な実施の確保に結びつかない場合には、評価の客観性の確保に配慮しつつ評価対象となる政策の性質等に応じて定性的に政策効果を把握する評価手法により行うものとする。

また、政策効果の把握に当たっては、当該政策に基づく活動の実施過程を通じて政策効果の把握に必要な情報が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等に配慮するよう努めるものとする。

なお、金融庁以外の団体等に協力を求める必要がある場合には、その理解と協力を得るように努め、その協力が得られる範囲内で適切に政策効果の把握を行うものとする。

#### 5 事前評価の実施に関する事項

#### 事前評価の方式

金融庁において実施する事前評価は、事業評価の方式を基本とする。

## 評価の対象

法第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)第3条に基づき評価が義務づけられている政策に該当するものを対象とする。 規制の新設など金融庁において新規に開始又は拡充される事業(予算、規制、法令等)を対象とする。

## 取組方針

評価は、事業を実施する事前の時点で実施する。評価に際しては、当該事業の実施により予測される効果とそのために必要となる費用について検討を行い、3に規定する必要性の観点、有効性の観点及び効率性の観点からの評価を行うほか、必要に応じ公平性の観点や優先性の観点からの評価を行うものとする。

また、事前評価を実施した事業については、必要に応じて途中又は事後の時点で検証を行い、これにより得られた知見に基づき政策評価の質の向上を図るものとする。

なお、事前評価の方法が開発されていない政策については、政策効果の把握の手法等

に関する研究・開発を進め、その状況を踏まえつつ評価の実施に向け積極的に取り組む ものとする。

6 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

### 事後評価の方式

金融庁において実施する事後評価は、実績評価、総合評価及び事業評価の方式を基本とする。

# 事後評価の実施計画

法第7条第1項の規定に基づき、事後評価の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を策定する。実施計画には、法第7条第2項各号に該当する政策をその区分に沿って定めるものとする。

## 実績評価

#### 評価の対象

実績評価は、金融庁の任務を達成するために重要な政策を対象とするものとし、当計画期間における政策・目標は別添「実績評価における政策・目標一覧」のとおりとする。

なお、各年度の具体的な評価対象については、本計画に規定する政策・目標を必要 に応じて見直したうえで、実施計画において規定するものとする。

# 取組方針

- イ 政策を所管する各部局(以下「政策所管部局」という。)は、評価の実施にあたり、当該政策に関しあらかじめ目標を設定する。目標は、成果に着目した目標で国民に分かりやすいものとなるように努め、具体的かつ客観的に達成度を測定できるような定量的又は定性的な指標を用いるものとなるように努めるものとする。
- ロ 定期的(毎事務年度)に、目標に対する実績の測定を行い、その達成度合いに関して評価を実施する。その結果を受け必要に応じ目標の見直しや政策手段の改善等を行う。
- ハ 政策評価担当組織は、目標の設定や評価結果について政策所管部局に対し支援 及び必要な助言を実施する。また、評価結果について取りまとめ公表を行う。

# 総合評価

#### 評価の対象

総合評価は、新規に開始した制度等で一定期間を経過した政策又は社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされる政策を対象とすることとし、具体的な評価対象は、実施計画に規定するものとする。

# 取組方針

評価は、次の手法により実施することを基本とするが、評価のテーマ又は性質に応じ適切な方法によるものとし、その評価手法も含めた実施方法について研究開発を進め、早期に実施に取り組むものとする。

- イ 政策の効果の発現状況を様々な角度から具体的に明らかにする。その際、政策の 直接的効果や因果関係、場合によっては外部要因の影響についても掘り下げた分析 を行い、さらに、必要に応じ波及効果(副次的効果)の発生状況及びその発生プロ セスなどについても分析する。
- ロ イの分析を踏まえ、政策に係る問題点を把握するとともに、その原因を分析し、 3に規定する必要性の観点、有効性の観点、効率性の観点等からの検討を行うもの とする。また、関連する政策との間で整合性がとれているかについても検討する。

## 事業評価

## 評価の対象

事業評価は、法第7条第2項第2号に該当する政策(総合評価の方式を適用するものを除く。)及び事業評価の方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたものを対象とすることとし、具体的な評価対象は、実施計画に規定するものとする。

#### 取組方針

評価は、事前評価の評価方式に準じて行うものとする。

#### 7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

金融庁の実施計画の策定及び評価書の作成に当たっては、客観性等を確保し、評価の質を高めるため、学識経験者等の意見を取り入れることとする。

また、政策評価の実施に当たっては、評価対象となる政策の特性に応じて政策評価の 実施に当たり高度な専門性や実践的な知見が必要な場合又は客観性の確保や多様な意見 の反映が強く求められる場合には、次のような方法により、必要に応じ学識経験を有す る者の知見の活用を図るものとする。

学識経験者等からの意見聴取 学識経験者等により構成される研究会等の開催 外部研究機関等の活用 審議会等の活用

# 8 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算・機構定員、法令審査等を担当す

る部局(以下「調整部局」という。)とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、 新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活用することにより、評価結果を政策へ適切 に反映させるものとする。

政策所管部局は、政策評価の結果が確定した場合には、当該政策について見直し作業を進める。また、評価結果及び見直し結果を新たな政策の企画立案における情報として活用する。

調整部局は、政策の見直し作業に当たり必要に応じ政策所管部局と協議を行い、助 言を行う。また、評価結果及び見直し結果を予算要求等の情報として活用する。

総務企画局政策課は、毎年1回、評価結果の政策への反映状況について取りまとめ、 調整部局に通知するとともに、公表を行う。

9 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

金融庁において実施する政策評価に関する情報(政策評価に関する基本計画、実施計画、政策評価の実施結果(評価書等)及び政策評価の結果の政策への反映状況)については、金融庁のホームページへの掲載や情報公開閲覧窓口への備付け等の方法により、適時に公表を行うものとする。

法第 10 条第 1 項に規定する評価書の作成に当たっては、政策評価の結果の外部からの 検証を可能とすることの重要性を踏まえ、同項各号に掲げられている事項について可能な 限り具体的に記載するものとする。なお、評価の際に使用した仮定、外部要因等について も明らかにするものとする。

なお、政策評価に関する情報の公表に当たり、国及び公共の安全を害する情報又は個人のプライバシーや企業秘密に関する情報などが含まれる場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)の考え方に基づいて適切に対応するものとする。

# 10 政策評価の実施体制に関する事項

金融庁における政策評価は、政策評価の総括事務を担当する政策評価担当組織、政策所管部局及び調整部局が、適切な役割分担をすることにより実施するものとする。

政策評価の実施に当たっては、政策評価担当組織の総括の下に、政策所管部局がその所管する政策について自ら政策評価を行うことを原則とし、評価結果については関連する部局に連絡することにより、金融庁全体としての政策の企画立案機能の強化を図る。

また、金融庁内に、金融庁における政策評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、政策評価会議を設け、政策評価の在り方及びその運営について検討し、総合的な観点から調整を行うこととする。

# 政策評価担当組織

政策評価の総括事務を担当する政策評価担当組織は、総務企画局政策課とし、その役割は次のとおりとする。ただし、証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)及び公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という)の所掌する事務に関し、 に規定する役割については、それぞれ委員会事務局総務検査課及び審査会事務局総務試験室を政策評価担当組織とし、その他の役割については委員会事務局総務検査課及び審査会事務局総務試験室は総務企画局政策課に協力するものとする。

政策評価に関する基本計画、実施計画の策定など政策評価に関する基本的事項の 企画及び立案

政策評価における政策所管部局が行う政策評価の実施及び政策評価の結果の政 策への反映への支援及び必要な助言の実施

政策評価の実施の取りまとめや公表など政策評価の総括

研修の実施等による職員の評価能力の向上や政策評価の手法の研究開発

## 政策所管部局

政策所管部局の役割は、次のとおりとする。なお、所管する政策が複数の部局にまたがる場合においては、当該政策の主管課等が関係する課等と協議して取りまとめを行い、 政策所管部局としての役割を担うものとする。

政策評価の実施(目標の設定、達成度の測定、評価の実施等)

政策評価の結果の政策への反映

所管政策の政策評価の手法(評価の定量化等)の研究開発

また、政策所管部局の調整担当課(総務企画局総務課、検査局総務課及び監督局総務課をいう。ただし、総務企画局企画課及び市場課の所管する政策については企画課とする。また、委員会事務局にあっては総務検査課とし、審査会事務局にあっては総務試験室とする。)は、上記 及び に際して部局内の審査及びとりまとめを行うものとする。

## 調整部局

調整部局に該当する部局は次のとおりとし、その役割は、政策評価の結果を受けて当該政策に関連する予算・機構定員等について必要な調整を実施することとする。

予算・機構定員 総務企画局総務課管理室

税制 総務企画局政策課

法令 総務企画局企画課

# 11 その他政策評価の実施に関し必要な事項

# 国民の意見・要望の受付窓口

金融庁が実施した政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課とし、金融庁のホームページ等において意見を受け付ける。

寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等 において適切に活用を図るものとする。

# 基本計画の見直し

この基本計画については、政策評価に関する基本方針の変更、社会経済情勢の変化、 政策評価の手法・知見の向上等を踏まえ、1に規定する計画期間内においても適宜必要 な改正を行うものとする。

# その他

この基本計画の実施のために必要な事項については、総務企画局政策課長が定めるものとする。

# 実績評価における政策・目標一覧(平成15~19年度)

(注)重点目標を達成するための政策の記載に当たっては、各政策の特に重要と考えられる重点目標の下に記載しているところであり、政策によっては他の重点目標の達成に資することに留意。

単しているこ	こころでのリ、以外	受によっては他の重点目標の 	<b>達成に貧することに留意。</b>
法定任務	基本目標	重点目標	政策
金融機能	1 金融機関が	(1) 不良債権問題が正常化	主要行の不良債権処理の促進
の安定	健全に経営さ	されること	リレーションシップバンキング( 間柄重視の地
	れていること		域密着型金融)の機能強化
		(2) 金融機関のリスク管理	リスクに対応した実効性のある検査の実施
		態勢が確立されているこ	効果的なオフサイト・モニタリングの実施
		ک	早期警戒制度、早期是正措置制度の的確な運用
			等
			資本増強行の経営の健全化
			金融機能強化法の適切な運用
			システムトラブルへの適切な対応
	2 金融システ	(1) 金融システムの安定に	システミックリスクの未然防止
	ムの安定が確	支障が生じる事態が顕現	ペイオフ解禁拡大に係る周知徹底
	保されている	化せず、安定が維持され、	円滑な破綻処理のための態勢整備
	تك	金融機関破綻時において	
		も混乱なく円滑な処理が	
		図られること	
		(2) 国際協力を通じて金融	国際的な金融監督基準のルール策定等への貢
		機能の安定が確保されて	献
		いること等	新興市場国の金融当局への技術支援
預金者、保	1 国民が金融	(1) 金融サービスの利用者	投資サービスに関する制度整備
<b>険契約者、投</b>	サービスを適	保護の仕組みが確保され	保険をめぐる諸問題への適切な対応
資者等の保	切に利用でき	ていること	
護	ること	(2) 国民が各種金融サービ	各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組
		スの特性や利用者保護の	みなどに係る情報の提供
		仕組みなどについて理解	
		していること	
		(3) 金融分野において個人	金融分野における個人情報保護のための適切
		情報が適切に取り扱われ	な対応
		ていること	
		(4) 企業内容の情報開示が	証券取引法に基づくディスクロージャーの充
		十分行われていること	実
			会計基準の整備を促すことによる企業財務認
			識の適正化
			公認会計士監査の充実・強化

		(5) 電子取引・カード取引の	電子取引・カード取引のセキュリティ向上につ
		セキュリティが保たれて	いての指導及び情報提供
		いること	
	2 金融機関等	(1) 金融機関等の法令遵守	利用者保護の観点からの厳正で実効性のある
	が金融サービ	態勢が確立されているこ	検査の実施
	スを公正に提	ځ	金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応
	供しているこ		貸金業者に対する的確な監督
	ح		
	3 市場が公正	(1) 証券市場において取引	証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質
	であること	の公正が確保されている	な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場におけ
		こと	る公正な価格形成等の確保
			証券市場に対する監視機能の強化
円滑な金	1 我が国金融	(1) 多様な資金需要・投資ニ	個人投資家の参加拡大
融等	が金融環境の	ーズに対応できる証券市	証券市場等の機能拡充
	変化に適切に	場となっていること及び	
	対応できてい	証券市場への資金の流れ	
	ること	が拡大すること	
		(2) 金融インフラがIT化	証券決済システムの改革
		等に対応したものとなっ	
		ていること	
		(3) 企業金融が円滑に行わ	中小企業金融の円滑化
		れること	地域再生施策との連携
		(4) 金融システムが「官から	郵政民営化の基本方針等を踏まえた適切な対
		民へ」の改革に対応したも	応
		のとなっていること	
	2 金融機関の	(1) 自らの判断に基づき効	規制改革の着実な実施
	企業活動が活	率的な金融機関の企業活	金融行政の透明性の向上に向けた情報発信
	発に行われて	動が行われること	
	いること	(2) 新規参入等を通じて競	証券仲介業務の解禁に伴う新規参入への適切
		争が促進されていること	な対応
			信託制度の整備
	3 金融機関等	(1) 金融機関等がマネー・ロ	マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策
	が犯罪に利用	ーンダリングなどの金融	の強化
	されないこと	犯罪に利用されないこと	ヤミ金融業者等による不正な預金口座利用に
			対する厳正かつ適切な対応
L			

# (業務支援基盤整備に係る政策)

	分野	課題	政策
1	人的資源	(1) 専門性の高い人材の育成	専門的研修の実施
			民間との情報交流
2	情報	(1) 行政事務の効率化のための情	行政事務の電子化
		報化	
		(2) 金融行政の専門性向上のため	専門性の高い調査研究の実施
		の情報収集・分析	

# (「金融重点強化プログラム」(仮称)の策定)

分野	課題	政策
今後の政策方針	我が国金融セクターを更に充実・	バブル崩壊以来の不良債権問題への対応から
	強化させ、経済成長の基盤とする	脱却した金融行政への積極的転換を図ること